



令和 7 年 2 月 1 4 日
大臣官房参事官（イノベーション）

令和 7 年 3 月から適用する電気通信関係技術者等単価について ～対前年度比 5. 8 %の引き上げ～

令和 6 年度に実施した電気通信関係技術者賃金実態調査に基づき、電気通信関係技術者等単価を決定し、令和 7 年 3 月より適用することとしましたのでお知らせします。

【改定後の単価のポイント】

- 今回の決定により、電気通信関係技術者等の全職種平均で対前年度比 5. 8 %引き上げられることとなります。（資料 1）
- 1 4 年連続の引き上げにより、全職種単純平均値が 3 2, 5 8 0 円となり、最高値を更新（公表を開始した平成 9 年度以降）しました。（資料 2）
- 詳細については別添の資料をご覧ください。（資料 3）
- なお、電気通信関係技術者賃金実態調査は、過去に国土交通省発注工事等の受注実績がある企業を対象に、技術者の給与実態を調査しています。

【問い合わせ先】

大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 電気通信室
課長補佐 國吉（内線：22374）、係長 真部（内線：22376）
電話：03-5253-8111【代表】、03-5253-8223【直通】

1. 電気通信関係技術者等単価とは

- ・国土交通省が発注する電気通信設備工事及び電気通信施設保守業務等の積算に用いる全国一律の単価。
- ・毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、5職種の単価を設定。

2. 令和7年度技術者単価の概要

【全職種平均】 32,580円

対前年度比 (H24比)

+5.8% (+45.8%)

(内訳)		対前年度比 (H24比)	
電気通信技術者等 (2職種)	平均 32,450円	+6.9%	(+43.6%)
点検技術者等 (3職種)	平均 32,667円	+5.0%	(+47.4%)

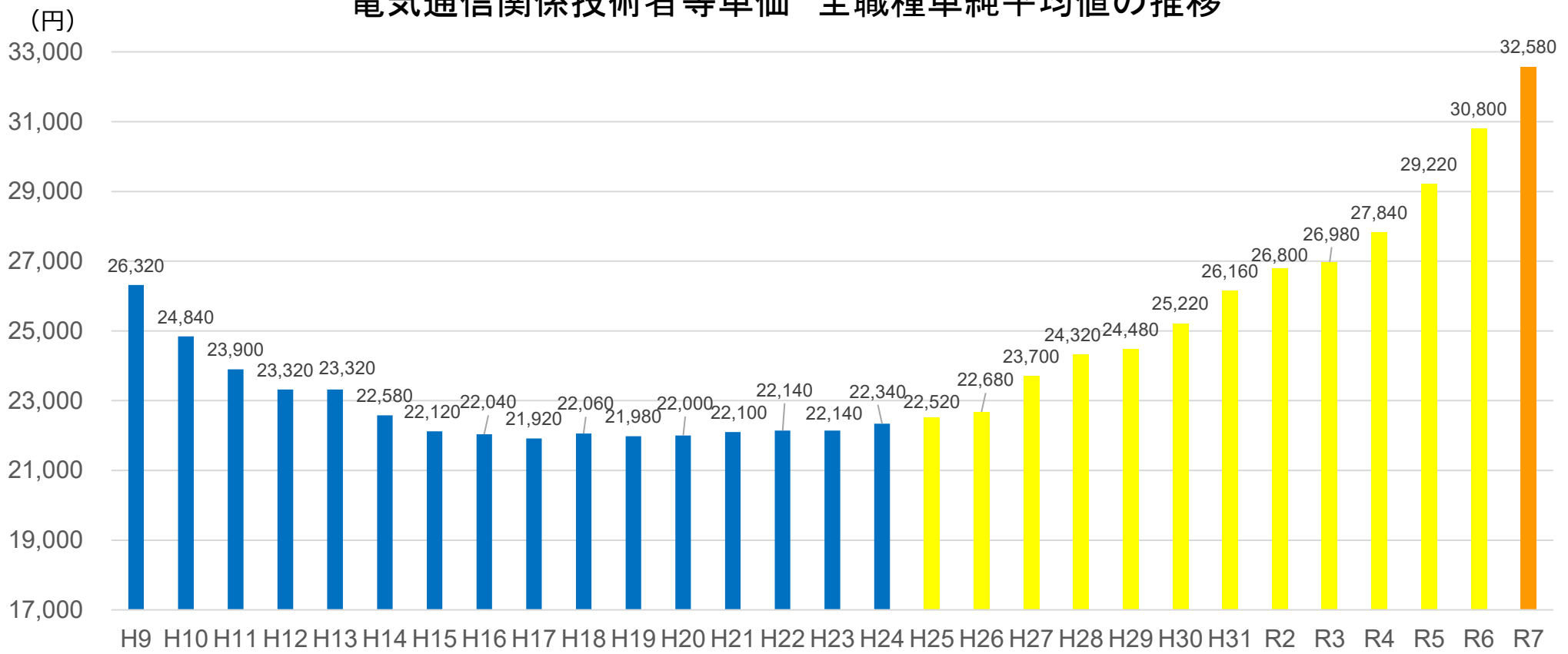
(参考) 直近10か年の伸び率 (全職種平均)										
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
全職種 :	+4.5%	+2.6%	+0.7%	+3.0%	+3.7%	+2.4%	+0.7%	+3.2%	+5.0%	+5.4%

電気通信関係技術者等

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 32,580円 令和6年3月比 ; +5.8%
(平成24年度比 +45.8%)

電気通信関係技術者等単価 全職種単純平均値の推移



1. 令和7年度電気通信関係技術者等単価について

決定した職種別の電気通信関係技術者等単価一覧を「別表」に示す。

2. 電気通信関係技術者等単価について

(1) 職務の定義

1. 電気通信技術者

電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。

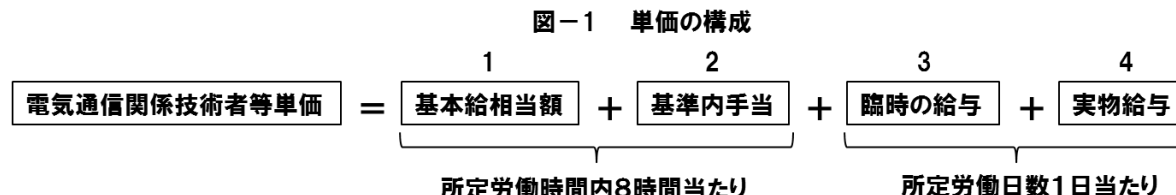
2. 電気通信技術員

電気通信設備の現場設置に従事する技術労働者のうち、電気通信設備設置において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、電気通信技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。

(2) 電気通信関係技術者等単価の構成

電気通信関係技術者等単価は、次の1. ～ 4. で構成される（図－1）。

1. 基本給相当額
2. 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
3. 臨時の給与（賞与等）
4. 実物給与（食事の支給等）



(3) 単価に含まれない賃金、手当、経費

1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
3. 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

(4) 留意事項

電気通信技術者等単価は、公共事業の電気通信設備工事等の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

1. 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
2. 本単価に含まれる賃金の範囲は、(2)のとおりであり(3)に示すものは含まれないこと。（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

3. 電気通信関係点検技術者等単価について

(1) 職務の定義

1. 点検技術者

電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門的知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできる者をいう。

2. 点検技術員

電気通信施設の点検業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門的知識と経験を持ち、点検技術者の指示によりその業務を行うことのできる者をいう。

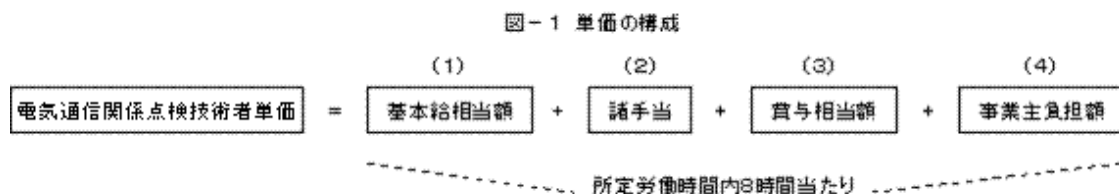
3. 運転監視技術員

電気通信施設の運転監視業務に従事する、管理技術者の指揮・命令下でその業務を行うことのできる者をいう。

(2) 電気通信関係点検技術者等単価の構成

電気通信関係点検技術者等単価は、次の1. ～ 4. で構成される（図－1）。

1. 基本給相当額
2. 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
3. 賞与相当額
4. 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）



(3) 単価に含まれない賃金、手当

1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

(4) 留意事項

電気通信関係点検技術者等単価は、公共事業の電気通信施設点検業務等の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意する。

1. 外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
2. 本単価に含まれる賃金の範囲は、(2)のとおりであり(3)に示すものは含まれないこと。

令和7年3月1日から適用する電気通信関係技術者等単価（基準日額）

職 種	基準日額 (円)	割増対象 賃金比 (%)	備 考
電気通信技術者	38,800	64	「土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）」の労務費のうち技術労力費を定めたもの
電気通信技術員	26,100	64	同上
点検技術者	38,600	61	「電気通信施設点検業務積算基準（案）」または「電気通信施設保守業務積算基準（案）」の労務費のうち直接人件費を定めたもの
点検技術員	29,700	61	同上
運転監視技術員	29,700	61	「電気通信施設運転監視業務積算基準（案）」の労務費のうち直接人件費を定めたもの